

議案第 25 号 二宮町在宅障害者福祉手当支給条例を廃止する条例提案理由

【町長】

議案第 25 号の提案理由を説明いたします。「二宮町在宅障害者福祉手当支給条例を廃止する条例」についてですが、障がい福祉に関する情勢の変化に伴う町単独事業の見直しにあたり、本条例を廃止するために提案するものです。

内容につきましては、健康福祉部長より説明いたしますので、ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【健康福祉部長】

ただいま、町長よりご提案申し上げました、議案第 25 号についてご説明申し上げます。

これまで、身体障害、知的障害、精神障害のいずれかに該当される方に対して、その障がいの程度や所得の有無に応じて、在宅障害者福祉手当として年額 7,000 円から 3,500 円の範囲で支給してまいりましたが、障がい福祉のあり方の変化により、障がいのある方が、住み慣れた場所で、その人らしく暮らすことへの支援に重点がシフトしてきていることから、町の支援のあり方も同様に見直しを行い、障害者自立支援給付制度の充実や障害者差別解消法の浸透など、障がいのある方の尊厳の保持を図っていく一方で、町単独事業として実施する当制度を廃止するものです。

附則です。この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行させていただくものです。

以上、ご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。